		総トン数五千トン未満の入出航船は、入出航することができること。
Xの文字及びIの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。
Xの文字及びOの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。
Xの文字及びFの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避け

			南港第二信号所（北緯三十四度三十七分十三秒東経百三十五度二十四分九秒）
色光三閃又は縦に上から黒色の鼓形形象物一個及び赤色の方旗一旒	色光三閃	毎三秒に赤色光二閃	五十五度、二百七十五度及び三百五十五度方向に面する信号板による。
		南港第二信号所は、Xの文字及びIの文字の交互点滅、Xの文字及びOの文字の交互点滅、Xの文字及びFの文字の交互点滅又はXの文字の点滅のいずれかを表示しているので、これらの信号に従うこと。	Iの文字の点滅
			入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
			Oの文字の点滅
			出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。